

岡山県公報		発行 岡山県			
目次			担当課（室）		
【告 示】					
○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正	環境企画課	〃	○ 〃	道路の区域変更	〃
○ 収納代理金融機関の指定の一部改正 （以上県例規集登載）	会計課	〃	○ 〃	道路の供用開始	〃
○ 特定施設の設置許可申請	環境管理課	〃	○ 〃	岡山県収入証紙売りさばき人の継承	〃
○ 指定居宅サービス事業者の指定	指導監査室	〃	○ 〃	【公 告】	
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	健康推進課	〃	○ 〃	○ 公募型プロポーザル方式による特定役務の調達手続の実施	財産活用課
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定	〃	〃	○ 〃	○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請	県民生活交通課
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新	〃	〃	○ 〃	○ 国土調査の成果の認証	中山間・地域振興課
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退	〃	〃	○ 〃	○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧	経営支援課
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定	障害福祉課	〃	○ 〃	○ 土地改良事業の工事完了	耕地課
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の更新	〃	〃	○ 〃	○ 二級建築士の免許の取消し	建築指導課
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退	〃	〃	○ 〃	【公安委員会】	
○ 保安林の解除予定	治山課	〃	○ 〃	○ 警備業法に基づく講習	生活安全企画課
○ 保安林の指定の解除	〃	〃	○ 〃	○ 土地改良事業の施行認可の正誤	耕地課
			○ 〃	○ 道路の位置の指定の正誤	建築指導課

◎岡山県告示第二百三十号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十九年年度分の補助金から適用する。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

表環境文化部の部晴れの国おかやまメガソーラー設置促進補助金の項、おかやまスマートタウン構想パイロット地域推進事業補助金の項、岡山県公共施設再生可能エネルギー導入推進事業費補助金の項、岡山県民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金の項及び岡山県太陽熱&断熱DE省エネ住宅促進事業補助金の項を削り、同部業務用車両EV転換支援事業補助金の項中「業務用車両EV転換支援事業補助金」を「業務用車両EV等転換支援事業補助金」に、「電気自動車」を「電気自動車等」に改め、同項の次に次のように加える。

スマートコミュニティ形成支援事業補助金	地域の自然及び資源を生かした地域全体でのエネルギーの自給等の促進	市町村	地域の自然及び資源を生かした新エネルギーの導入等により、一定の地域内において、エネルギーの自給、利活用の効率化及び最適化等を図る事業	補助対象経費の二分の一以内。ただし、一地域につき五百万円を限度とする。
岡山県家庭の省エネ対策加速化事業補助金	温室効果ガスの排出の抑制	市町村	市町村が行う知事が定める省エネルギー設備を導入する個人に対する補助事業	市町村が補助する額の三分の一以内。ただし、省エネルギー設備ごとに知事が定める額を限度とする。

表環境文化部の部児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金の項の次に次のように加える。

環境対応バス 導入加速事業 補助金	環境対応バス の導入の促進	旅客自 動車運 送事業 者及び リース 事業者	環境対応バスを導 入する事業	1 環境対応ディ ーゼルバス 車 両の購入価格の 十分の一以内。 ただし、二百四 十万円を限度と する。
				2 ハイブリッド バス及びCNG バス 車両本体 の価格と知事が 別に定める価格 との差額の三分 の一以内

表環境文化部の部循環資源企業情報提供システム整備費補助金の項中「循環資源企業情報提供システム整備費補助金」を「循環資源企業情報提供システム整備費等補助金」に、「のシステム整備」を「のシステムの整備及び運営」に、「情報提供システム整備費又はシステム整備のための調査費」を「情報提供システムの整備（整備のための調査を含む。）又は運営に要する経費」に改め、同部おかやまナショナルチーム等キャンペン誘致推進事業補助金の項中「四百万円」を「二百万円」に、「二十万円」を「十万円」に改める。

◎岡山県告示第二百三十一号

平成二年岡山県告示第二百号（収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表中「〃 三菱東京UFJ銀行」を「〃 三菱UFJ銀行」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百三十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 内山工業株式会社

住 所 岡山市中区江並338番地

氏 名 取締役社長 内山 兼三

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 内山工業株式会社邑久工場

所在地 瀬戸内市邑久町豆田1168

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設	
種 類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（L-28 1号 芯金処理設 備）	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（L-28 2号 芯金処理設 備）			
能 力	32,000枚／回（30分）	同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設	同左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既設	同左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後直ちに	同左			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	14 0.15	18 0.15	同左	
	p H	9 7.4	10 9.5		
	B O D（mg／L）	10 11,900	30 13,100		
	C O D（mg／L）	20 14,200	60 15,200		
	S S（mg／L）	20 110	30 200		
	油 分（mg／L）	10 2,450	30 5,000		
	T－N（mg／L）	2 2,600	10 2,900		
	T－P（mg／L）	1 4.44	2 30.5		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）	1 2,600	1 2,900		

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

2 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量の欄中数値が上段及び下段に分かれているものについては、上段は公共用水域に排除される量、下段は産業廃棄物として処理委託される量を示す。

平成30年4月3日 岡山県公報 第11978号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		排水処理設備A				同左			
種 類 及 び 型 式		連続式排水処理装置				同左			
構 造		鋼板製（一部コンクリート製）				同左			
主 要 寸 法		8,400mm×5,200mm×2,300mm				同左			
能 力		6 m ³ /時				同左			
処 理 の 方 法		中和，ろ過，吸着				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				同左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				同左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時間における当該汚水等の処理前及び汚水の性状並びに通常最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	26	34	26	34	27.2	36.4	27.2	36.4
	p H	12	13	6～8	8.4	同左			
	B O D (mg/L)	10	30	5	10				
	C O D (mg/L)	20	60	10	30				
	S S (mg/L)	20	30	10	20				
	油 分 (mg/L)	10	10	2	10				
	T－N (mg/L)	2	10	2	10				
	T－P (mg/L)	1	2	1	2				
	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	－	－	－	－	1	1.5	1	1.5

平成30年4月3日 岡山県公報 第11978号

区 分		変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号		排水処理設備C				同左				
種 類 及 び 型 式		脱脂水流水循環処理装置				同左				
構 造		鋼板製（一部コンクリート製）				同左				
主 要 寸 法		8,800mm×5,100mm×3,700mm				同左				
能 力		6 m ³ /時				同左				
処 理 の 方 法		ろ過，吸着				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	当該施設及びその排水の性状及びその最大値等	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
			通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
		水 量（m ³ /日）	14	18	14	18	13	16	13	16
		p H	9	10	6～8	8.4	同左			
		B O D（mg／L）	10	30	5	15				
		C O D（mg／L）	20	60	10	20				
		S S（mg／L）	20	30	10	20				
		油 分（mg／L）	10	30	2	3				
		T－N（mg／L）	2	10	2	10				
		T－P（mg／L）	1	2	1	2				
		アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）	－	－	－	－	1	1.5	1	1.5

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成30年4月3日から同月24日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

平成30年4月3日 岡山県公報 第11978号

◎岡山県告示第二百三十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションかもめ

2 所在地

岡山県備前市日生町日生八〇三番地の一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人浜っ子

2 所在地

岡山県備前市日生町日生八〇三番地の一

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇八二一

五 サービスの種類

訪問介護

平成30年4月3日 岡山県公報 第11978号

◎岡山県告示第二百三十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホームいこい荘

2 所在地

岡山県玉野市長尾字池尻一五七八―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人深山会

2 所在地

岡山県玉野市長尾字池尻一五七八―二

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇一三七八

五 サービスの種類

介護予防短期入所生活介護

◎岡山県告示第二百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名 称 所 在 地

訪問看護ステーションデューン新倉敷 倉敷市玉島爪崎四四六

東邦薬局和気店 和気郡和気町日室下馬一四三一

指定年月日

平成三十年四月一日

平成三十年四月一日

◎岡山県告示第二百三十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

クオール薬局倉敷店

倉敷市中島二三四〇―七〇

平成三十年三月一日

◎岡山県告示第二百三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
エス・ジー・エッチてしま薬局早川町店	真庭市久世二五〇九一	平成三十年三月三十一日
東邦薬局	和气郡和气町日室下馬一四三一	平成三十年三月三十一日
キシ薬局久米店	津山市中北下一一八六一〇	平成三十年三月三十一日
岡山赤十字玉野訪問看護ステーション	玉野市築港五丁目一六番二五号	平成三十年三月三十一日
青井薬局	赤磐市上市一〇一	平成三十年四月一日
高梁市国民健康保険成羽病院附属平川診療所	高梁市備中町平川六一七二一四	平成三十年四月一日

◎岡山県告示第二百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

指定年月日

東邦薬局和気店

和気郡和気町日室一四三一

調剤

平成三十年四月一日

◎岡山県告示第二百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年四月三日

指定を更新した医療機関

岡山県知事 伊原木 隆 太

名称

所在地

担当する医療の種類

更新年月日

訪問看護ステーションあおぞら

苫田郡鏡野町吉原三〇六

訪問看護（肝臓移植）

平成三十年四月一日

◎岡山県告示第二百四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関		辞退年月日	
名 称	所 在 地	担当する医療の種類	
東邦薬局	和気郡和気町日室下馬一四三一	調剤	平成三十年三月三十一日
キシ薬局久米店	津山市中北下一一八六一〇	調剤	平成三十年三月三十一日

◎岡山県告示第二百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

浅口市鴨方町六条院西字寺谷八九四の七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第二百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市児島由加字長谷三二三五の五、三二七〇の四、三二七〇の六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第二百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市児島由加字長谷三二三五の四、三二七〇の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一八一号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭郡新庄村字和田二一八七番一〇地内	新	三六・〇 四三・五	四三・五
真庭郡新庄村字和田二一八七番一〇地内	旧	一七・〇	四三・五

◎岡山県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	一八一号	真庭郡新庄村字和田二二八七番一〇地内	平成三十年四月三日

◎岡山県告示第二百四十六号

岡山県会計事務取扱要綱（昭和六十一年会第二百九十五号）第六十九条関係の規定により、岡山県収入証紙売りさばき人の継承を平成三十年三月二十八日付けで次のとおり承認した。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

区 分	継 承 後	継 承 前
売りさばき人住所	岡山市北区奉還町四丁目四一 一一	岡山市北区下中野三五〇一一 〇三
売りさばき人氏名	岡山県獣医畜産株式会社 代 表取締役 板野 光男	岡山県獣医畜産事業協同組合 理事長 池上 仁之
売りさばき場所	岡山市北区下中野三五〇一一 〇三 岡山市北区御津伊田二七五〇	岡山市北区下中野三五〇一一 〇三 岡山市北区御津伊田二七五〇

〔一三六〕政府調達に関する協定の適用を受ける特定役務の調達について、次のとおり公募型プロポーザル方式による調達手続を実施する。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県庁舎耐震化整備基本・実施設計業務（以下「本件業務」という。）

(2) 調達業務の特質等

本件業務に係る説明書、業務委託仕様書及び特記仕様書（以下「説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成32年3月19日まで

2 参加資格に関する事項

本件手続に参加することができる者は、共同企業体（2者又は3者で構成するものに限る。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

(1) 共同企業体の全ての構成員が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 平成30年度に県が発注する測量及び建設コンサルタント業務に係る入札参加資格のうち「建築一般」部門の資格を有する者であること。当該資格を有していない場合は、3により参加表明書及び参加資格の確認書類（以下「参加表明書等」という。）の提出期限までに参加資格の申請手続を行うこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者でないこと。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。

エ 当該共同企業体への出資比率が、当該共同企業体の代表者にあつては60パーセント以上、他の構成員にあつては10パーセント以上であること。

オ 本件業務について、2以上の共同企業体の構成員となっていないこと。なお、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく事業協同組合が共同企業体の構成員となつて本件業務を受託した場合は、当該事業協同組合

の組合員は、別の共同企業体の構成員となることができない。

カ この公告の日（以下「公告日」という。）から契約締結の日までの間において、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成13年岡山県告示第404号）に基づく指名停止を受けていないこと。

キ 公告日から契約締結の日までの間において、岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けていないこと。

ク 公告日から契約締結の日までの間において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(2) 公告日において、共同企業体の代表者が、直接受注した庁舎又は事務所の用途に供する建築物の新築、増築又は構造躯体の耐震性能を向上させる改修（スリット施工のみの改修を除く。以下「耐震改修」という。）に係る設計業務（同一の建築物で基本設計及び実施設計のいずれの業務も完成させたものに限る。以下同じ。）で、1棟の延べ面積のうち庁舎又は事務所の用途に供する部分の面積（増築又は耐震改修の場合は、当該増築又は耐震改修に係る部分の面積に限る。）が8,000㎡以上のものに係る業務を平成15年度以降に完成させた実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(3) 公告日において、共同企業体の代表者以外の構成員が、直接受注した建築物の新築又は増築に係る設計業務のうち、1棟の延べ面積（増築の場合は、当該増築部分の面積に限る。）が4,000㎡以上のものに係る業務を平成15年度以降に完成させた実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20パーセント以上のものに限る。

3 参加資格の申請手続

本件手続への参加を希望する者で、2(1)アの資格を得ていないものは、平成30年岡山県告示第188号（測量及び建設コンサルタント業務の契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等）に基づき参加表明書等の提出期限まで（岡山県の休日等を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）に申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手方法

岡山県土木部監理課のホームページからダウンロードすること。

<http://www.pref.okayama.jp/page/552807.html>

(2) 申請書の提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県土木部監理課建設業班（岡山県庁本庁舎6階）

電話（086）226－7463（直通）

4 説明書等の交付等

(1) 説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成30年4月3日（火）から同年5月8日（火）まで（県の休日を除く。）の
午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

岡山県総務部財産活用課のホームページからダウンロードすること。

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/>

(2) 貸与資料の貸与期間及び貸与方法

ア 貸与期間

(1) アと同じ。

イ 貸与方法

5 (6) の場所において貸与を受けること。

5 参加説明書等の交付，提出等

(1) 交付期間

4 (1) アと同じ。

(2) 交付方法

4 (1) イと同じ。

(3) 提出期限

平成30年5月8日（火）午後5時まで

(4) 提出場所及び提出方法

(6) の場所に持参すること。

(5) 提出に要する費用

提出者の負担とする。

(6) 問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県総務部財産活用課庁舎営繕・耐震化班（岡山県庁本庁舎 4 階）

電話（086）226－7236（直通）

6 選考に関する事項

(1) 第一次審査

ア 岡山県庁舎耐震化整備基本・実施設計プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別に定める評価基準に基づき、提出された参加表明書等を書類審査し、5 以内の者を第二次審査の対象者として選定する。

イ アにより選定された者に対して、第二次審査の対象者として選定された旨を通知するとともに、第二次審査の対象者として選定されなかった者に対して、選定されなかった理由を付して通知するものとする。

(2) 第二次審査

ア (1)アにより選定された者は、平成30年6月15日（金）午後5時までに技術提案書を 5 (6) の場所に持参しなければならない。

イ 選定委員会において、アにより提出を受けた技術提案書に関するヒアリングを別途行った上、別に定める評価基準に基づいて審査し、最優秀者及び次に優秀である者（以下「次点者」という。）を各 1 者選定する。

ウ イにより選定した最優秀者及び次点者に対して、最優秀者又は次点者に選定された旨を通知するとともに、最優秀者又は次点者に選定されなかった者に対して、選定されなかった理由を付して通知するものとする。

7 随意契約に係る見積書の徴取

選定委員会が選定した最優秀者を本件業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とするものとする。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合は、次点者を見積書の徴取の相手方とするものとする。

8 その他

(1) 手続において使用する言語、通貨及び単位

日本語，日本国通貨，日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

(2) 業務の規模

本件業務に要する費用として、約2億4,000万円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）を想定している。ただし、この金額は本件業務に係る契約額を示すものではなく、業務の規模を示すものであることに留意すること。

(3) 詳細は、説明書等による。

9 Summary

(1) Subject matter of the contract :

Design of Earthquake Resistant Facilities for the Okayama Prefectural Government Buildings

(2) Time limit to express interests :

5:00 P.M. 8 May 2018

(3) Time limit for submission of proposals for Initial Screening :

5:00 P.M. 8 May 2018

(4) Time limit for submission of proposals for Secondary Screening :

5:00 P.M. 15 June 2018

(5) Contact point for documentation relating to the proposal :

Property Utilization Division, Department of General Affairs, Okayama Prefectural Government

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570, Japan

TEL 086-226-7236 (direct dialing)

〔一三七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成三十年三月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人シェアラボ

三 代表者の氏名

堀脇 正信

四 主たる事務所の所在地

都窪郡早島町前潟五九八番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、全ての市民に対して資源や技術、体験等のシェアによるライフサポートの促進、資源の循環及びリユースによる環境保護、また地域振興事業を行い、市民と共に物と心のシェアを展開できる地域コミュニティの形成に寄与することを目的とする。

〔一三八〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市	調査を行った者の名称
平成二十八年五月 平成二十九年八月	調査を行った期間
新見市 地籍図及び 地籍簿	成果の名称
高尾の一部	調査を行った地域
平成三十年三月二十六日	認証年月日

平成30年4月3日 岡山県公報 第11978号

〔一三九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 岡山ネオポリスショッピングセンター

所在地 赤磐市桜が丘東五丁目五―二七九

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 芙蓉総合リース株式会社

住所 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二三号

代表者の氏名 代表取締役 辻田 泰徳

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 芙蓉総合リース株式会社

住所 東京都千代田区三崎町三丁目三番二三号

代表者の氏名 代表取締役 辻田 泰徳

（変更後） 名称 芙蓉総合リース株式会社

住所 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二三号

代表者の氏名 代表取締役 辻田 泰徳

4 変更年月日

平成三十年一月一日

二 届出年月日

平成三十年三月二十三日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月三日から同年八月三日まで

縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二四〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があつた。

平成三十年四月三日

事業主体		岡山県知事 伊原木 隆 太	
地区名	工 種	完了年月日	
児島湾土地改良区			
西七区5号舗装	農道舗装	平成三〇・三・二	
東畦21樋門	かんがい排水	平成三〇・三・一二	
内尾排水樋門		〃	
錦沖3樋門		〃	
錦沖1南樋門		〃	
錦六区縦1―3樋門		〃	
西七区支線140号		平成三〇・三・二	
宗津東町5番川2		平成三〇・三・六	

〔一四一〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

平成三十年三月二十七日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

山岡 正知 二級建築士 第四九七三号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

◎岡山県公安委員会告示第四十四号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成三十年四月三日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
施設警備業務	平成三十年六月四日（月曜日）から同月十二日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の七日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
ア 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

ウ 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 二4に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

オ 二5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地为管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成三十年四月二十三日（月曜日）から同月二十七日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

四万七千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

四十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目一一番一八号）に委託して行う。

七 その他

- 1 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。

〔二〕平成二十九年九月二十二日付け公布岡山県告示第四百七十一号（土地改良事業の施行認可）に誤りがあつた。

行	終わりから九
誤	西七区支線82号
正	北七区支線82号

〔三〕平成三十年三月二十七日付け公布岡山県公告（道路の位置の指定）に誤りがあつた。

行	終わりから四	
誤	勝田郡勝央町勝間田字平埜五九番一四、五九番一八	
正	勝田郡勝央町勝間田字平埜五九番一四、五九番一八	